

議案第 1 1 6 号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金) 第 3 0 条 料金は、1 月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額（ <u>第 3 項において「料金算定基礎額」という。</u> ）に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 [略]	(料金) 第 3 0 条 料金は、1 月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>第 1 項の規定に関わらず、料金を 2 月分合わせて徴収する場合の料金は、各月の料金算定基礎額の合計額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>	
4 <u>第 1 項及び前項の料金は、第 2 3 条の使用水量により算定する。</u>	3 第 1 項の料金は、第 2 3 条の使用水量により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市給水条例第30条の規定は、この条例の施行の日以後に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該権利が確定した水道料金の算定について適用し、同日前に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該権利が確定した水道料金の算定については、なお従前の例による。